

鎌倉市屋外広告物条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 広告物等の制限（第3条―第8条）
- 第3章 広告物等の管理（第9条―第12条）
- 第4章 監督（第13条―第22条）
- 第5章 広告景観形成の推進（第23条―第29条）
- 第6章 雑則（第30条―第32条）
- 第7章 罰則（第33条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鎌倉市屋外広告物条例（令和3年12月条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 広告物等の制限

（許可の申請）

第3条 条例第4条第2項、第12条第3項又は第13条第1項に規定する申請（条例第11条の規定による許可に係る申請を除く。）は、屋外広告物表示等（新規・継続・変更）許可申請書（第1号様式）に次に掲げる図書等を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合には、次に掲げる図書等の一部を省略することができる。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を明らかにした案内図及び配置図
- (2) 広告物等の形状、寸法、構造及び色彩に関する仕様書及び意匠図
- (3) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び高さ並びに当該建築物の壁面に表示し、又は設置されている広告物等の位置関係）を明らかにした図面
- (4) 第1号に規定する場所及びその付近の状況並びに前号に規定する建築物との

位置関係及び建築物の壁面等の状況が分かるカラー写真（申請の日前3月以内の期間に撮影したものに限る。）

- (5) 広告物等を表示し、又は設置しようとする場所が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、その所有者又は管理者の承諾書
 - (6) 条例第12条第3項の規定により許可を受けようとする場合にあっては、第9条第3項に規定する屋外広告物点検報告書（第2号様式）
 - (7) 第9条第3項に規定する補修を行った場合は、屋外広告物補修結果報告書（第3号様式）
 - (8) 条例第17条第1項の規定により特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない場合にあっては、特定屋外広告物安全管理者が第10条第2項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書類
 - (9) その他市長が必要と認める図書等
- 2 前項の申請書及び図書等の提出部数は、正副各1通とする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、広告物等の表示又は設置の許可をするときはその旨を、広告物等の表示又は設置の許可をしないときはその旨及び許可をしない理由を、屋外広告物表示等許可決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（適用除外）

第4条 条例第9条第1項第2号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体の公報資料又は広報資料
 - (2) 国又は地方公共団体の案内板又は掲示板
 - (3) 災害、伝染病の発生等により緊急を要する事項を告示するもの
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体（以下「地縁団体」という。）等の公共的団体が設置する案内板、掲示板その他これらに類するもので次のいずれにも該当するもの
 - ア 広告物の表示面積の合計が2平方メートル以下のもの
 - イ 地上から広告物等の上端までの高さが2メートル以下のもの
 - ウ 電光表示装置等を使用しないもの
 - エ 条例別表第2 1の表備考第3項第3号から第5号までの基準に適合するもの
 - (5) その他市長が前各号に掲げる広告物等に類するものと認めるもの
- 2 条例第9条第1項第4号の規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する広告物とする。
- (1) 営利を目的としないもの

- (2) 工事期間が3年間を超えない工事現場に表示する自己用広告物
- 3 条例第9条第1項第7号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する広告物とする。
 - (1) 電車又は自動車等の車体に、所有者若しくは管理者の氏名、名称若しくは商標又は所有者若しくは管理者の事業若しくは営業の内容を表示するもの
 - (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車（同法第7条第1項第5号に掲げる使用の本拠の位置が、本市の区域外にあるものに限る。）に表示される広告物であって、当該広告物はその使用の本拠の位置において適用される広告物に関する条例の規定に基づいて表示されるもの
- 4 条例第9条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 広告物の表示面積の合計は、0.5平方メートル以内とし、かつ、当該広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の当該平面の面積の10分の1以内であるもの
 - (2) 表示される者が寄贈者であることが分かるもの
- 5 条例第9条第1項第9号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 広告物の表示面積の合計が、10平方メートル以内（条例第5条に掲げる地域若しくは場所又は条例第33条第1項の規定により市長が指定した広告景観形成地区の区域にあつては、5平方メートル以内）であるもの
 - (2) 第1種地域及び古都鎌倉特定区域においては、建築物の上部から突出する広告物等を表示し、又は設置しないものとし、第2種地域及び第3種地域においては建築物の上端から広告物等の上端までの高さが条例別表第2に掲げる基準に適合するもの、第4種地域及び第5種地域においては建築物の上端から広告物等の上端までの高さが4メートル以下であり、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下であるもの
- 6 条例第9条第1項第10号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 広告物の表示面積の合計が、35平方メートル以内であるもの
 - (2) 建築物の上部から突出する広告物等にあつては、建築物の上端から広告物等の上端までの高さが2メートル以下であるもの
 - (3) 自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であるもの
 - (4) 形状、色彩、意匠その他表示の方法が、表示し、又は設置する地域の景観に調和したものであるもの
- 7 条例第9条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 広告物の表示面積の合計が、10平方メートル以内（条例第5条に掲げる地域若

しくは場所又は条例第33条第1項の規定により市長が指定した広告景観形成地区の区域にあっては、5平方メートル以内)であるもの

(2) 自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であるもの

(3) 建築物の上部から突出する広告物等にあつては、第4種地域及び第5種地域においては、建築物の上端から広告物等の上端までの高さが、4メートル以下であり、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下であるもの

8 条例第9条第2項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 広告物の表示面積の合計が、1平方メートル以内であるもの

(2) 地上から広告物等の上端までの高さが、2メートル以下であるもの

9 条例第9条第4項に規定する公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものは、国又は地方公共団体等が表示し、若しくは設置し、又は管理する案内板、掲示板、バス停留場の上屋、植栽帯、ベンチ、公衆便所、歩行者通路（車道等から分離し、設置された歩行者専用通路（横断歩道橋を除く。）又は広場をいう。）その他これらに類するものとする。

10 条例第9条第5項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 内容が、政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの、地縁団体が慣例的に表示するもの又は営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするものであるもの

(2) 広告物の表示面積が、1平方メートル以内であるもの

(特例許可の申請等)

第5条 条例第11条の規定による許可に係る申請は、屋外広告物表示等特例許可申請書（第5号様式）によらなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる図書等を添付しなければならない。

(1) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第8号に規定する図書等

(2) 広告物等が、良好な景観の形成又は風致の維持に配慮されており、周辺の状況からその場所に表示し、又は設置するものとして適正であることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める図書等

3 市長は、第1項の申請があったときは、景観審議会に諮問し、意見を聴いたうえで、広告物等の表示又は設置の許可をするときはその旨を、広告物等の表示又は設置の許可をしないときはその旨及び許可をしない理由を、申請者に通知するものとする。

(許可期間)

第6条 条例第12条第1項の許可期間は、別表のとおりとする。

(軽微な変更)

第7条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 退色を防止するための塗り替え及びフィルムのはり替え
- (2) 外観又は構造の著しい変更を伴わない修繕及び補強
- (3) 色彩、意匠、形状、材料及び構造の大幅な縮小を伴わない広告物等の規模の縮小
- (4) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 建築物の壁面を利用して懸垂昇降装置により掲出する広告物の内容の変更
 - イ 常設興行場その他の施設において一定の場所を定めて広告物を掲出するための物件を設置し、これに表示し、又は貼り付けるものの内容の変更
 - ウ 掲示板のはり紙等のはり替え
 - エ その他市長が適当と認めて指定する広告物の内容変更

(許可の表示)

第8条 条例第14条の許可を受けた旨の表示は、第6号様式によるものとする。

2 条例第14条ただし書の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた旨の表示に代えて、第7号様式による許可の認証を受けたもの
- (2) 電光表示装置等、投影広告物その他広告物等に直接表示ができないもの

第3章 広告物等の管理

(点検)

第9条 条例第16条第1項の規定による点検は、広告物等の種類及び特性に応じて、当該広告物等の基礎部、上部構造、支持部、取付部等の変形、腐食若しくは緩み、広告板の変形、腐食若しくは破損、又は照明装置の破損若しくは変形その他必要な項目について行うものとする。

2 条例第16条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等その他簡易なものとする。

3 条例第16条第2項の規定による点検の結果の提出は、広告物等ごとに、当該提出の日前3月以内の期間に行った点検の結果に基づき作成した屋外広告物点検報告書に、点検状況を撮影したカラー写真、点検後の広告物等のカラー写真及び当該点検を行った者が次条第2項各号に掲げる者のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付し、提出することにより行わなければならない。この場合において、当該点検の結果、補修を要する箇所があったときは、速やかに必要な補修を行い、広告物等ごとに、補修後の広告物等のカラー写真を添付した屋外広告物補修結果報告書を添付して提出しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置に係る基準等)

第10条 条例第17条第1項に規定する規則で定める基準に該当する広告物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築物の上部に突出する広告物等で、当該建築物の上端から当該広告物等の上端までの高さが4メートルを超えるもの
- (2) 広告塔又は広告板で、地上から当該広告塔又は広告板の上端までの高さが4メートルを超えるもの
- (3) 道路を横断して設置するもの

2 条例第17条第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 登録試験機関(法第10条第2項第3号イの登録試験機関をいう。)が広告物等の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会に準じた講習会の課程を修了した者
- (3) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士(木造建築士を除く。)の資格を有する者
- (5) 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者
- (6) その他前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと市長が認定した者

3 条例第17条第3項の規定による届出は、特定屋外広告物安全管理者設置届(第8号様式)によらなければならない。ただし、第3条第1項に規定する屋外広告物表示等(新設・変更・継続)許可申請書に特定屋外広告物安全管理者の氏名等を記載して提出した場合は、この限りでない。

(設置者等の変更の届出)

第11条 条例第18条第1項又は第2項の規定による届出は、屋外広告物設置者等変更届(第9号様式)を提出して行うものとする。

(除却等の届出)

第12条 条例第20条の規定による届出は、屋外広告物除却(滅失)届(第10号様式)を提出して行うものとする。

第4章 監督

(許可の取消し)

第13条 市長は、条例第22条の規定により許可を取り消したときは、その旨及び理由を屋外広告物許可取消決定通知書（第11号様式）により当該許可を受けた者に通知するものとする。

(違反に対する措置の命令)

第14条 条例第23条第1項の規定による命令は、措置命令書（第12号様式）によるものとする。

(公表)

第15条 条例第24条第1項の規定による公表は、市のホームページへの掲出により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第16条 条例第24条第2項の規定による意見陳述は、市長が口頭であることを認めるときを除き、意見等表明書（第13号様式）を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、条例第24条第2項の規定により意見陳述の機会を与えるときは、意見等表明書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間をおいて、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

(1) 公表しようとする内容

(2) 公表の根拠となる条例等の条項

(3) 公表の原因となる事実

(4) 意見等表明書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 口頭により意見陳述を行うときは、市長が指定する職員が聴取し、その陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第2項の規定による通知を受けた者又はその代理人は、やむを得ない事情がある場合には、市長に対し、意見等表明書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる

5 市長は、前項の規定による申出により、又は職権で、意見等表明書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見等表明書の提出期限又は出頭すべき日時（第4項の規定による申出を行う場合には、当該申出を行うとき）までに、市長に提出しなければならない。

7 市長は、広告物等を表示し、設置し、若しくは管理する者又はその代理人が正当な理由なく意見等表明書の提出期限内に意見表明書を提出せず、又は口頭による意

見陳述をしなかったときは、意見陳述の機会を放棄したものとみなす。

(神奈川県知事への通知)

第17条 条例第24条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第23条第1項の規定による命令（以下この条において「命令」という。）に係る広告物等の概要
- (2) 前号の広告物等の設置者等に係る違反の事実の内容
- (3) 命令をするまでの経過及び命令後に市長が講じた措置
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項
(違反の表示)

第18条 条例第25条第2項の規則で定める表示の規格は、第14号様式による。

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 条例第26条第1項第1号の規則で定める場所は、鎌倉市公告式条例

(昭和25年8月条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場とする。

- 2 条例第26条第1項第2号の規則で定める方法は、市のホームページへの掲出とする。
- 3 条例第26条第2項の規則で定める様式は、第15号様式とする。
- 4 条例第26条第2項の規則で定める場所は、屋外広告物を所管する課の事務所とする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第20条 条例第29条の規則で定める方法は、不用の決定がされた物品の売払いの例による。

(広告物等の返還に係る受領書)

第21条 条例第31条の規則で定める様式は、第16号様式とする。

(身分を示す証明書)

第22条 条例第32条第2項の身分を示す証明書は、第17号様式によるものとする。

第5章 広告景観形成の推進

(広告景観形成方針の案に関する公告)

第23条 条例第33条第5項の規定により公告する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告景観形成方針に係る広告景観形成地区の名称及び区域
- (2) 広告景観形成方針の案の縦覧の期間及び場所
- (3) 条例第33条第6項に規定する意見を記載した書面を提出すべき期間及び場所
(届出)

第24条 条例第34条第2項に規定する届出は、広告景観形成地区内屋外広告物表示等届(第18号様式)に第3条第1項第1号から第4号まで及び第9号に掲げる図書等

を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

2 条例第34条第2項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げる広告物等とする。

- (1) 広告物等を変更し、又は改造しようとする場合において、条例第13条第1項ただし書に該当するときの当該広告物等
- (2) その他市長が適当と認めて指定する広告物等
(広告協定に係る認定の申請)

第25条 条例第35条第1項又は第2項の規定により広告協定が適当である旨の市長の認定を受けようとする者は、広告協定認定申請書（第19号様式）に次に掲げる図書等を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 広告協定書
- (2) 広告協定の対象となる区域又は建築物の案内図
- (3) 広告協定の対象となる区域を表示する図面（条例第35条第1項の規定による広告協定に限る。）
- (4) 広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の全員の住所及び氏名を記載した書類
- (5) 申請者が当該協定を締結した者の代表者であることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める図書等

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、認定するときはその旨を、認定しないときはその旨及び認定しない理由を示して、広告協定認定決定通知書（第20号様式）により申請者に通知するものとする。

（広告協定に係る変更の認定の申請）

第26条 条例第35条第4項の規定により広告協定の変更の認定を受けようとする者は、広告協定変更認定申請書（第21号様式）に次に掲げる図書等を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の広告協定書
- (2) 変更後の広告協定の対象となる区域又は建築物の案内図
- (3) 広告協定の対象となる区域を変更する場合にあっては、その区域を表示する図面（条例第35条第1項の規定による広告協定に限る。）
- (4) 広告協定の変更が当該広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の全員の合意によることを証する書類
- (5) 申請者が当該協定の変更に合意した者の代表者であることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める図書等

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、認定するときはその旨を、

認定しないときはその旨及び認定しない理由を示して、広告協定認定決定通知書により申請者に通知するものとする。

(広告協定の認定の基準)

第27条 条例第35条第5項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすものでないこと。
- (2) 広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等が主体的に当該協定を遵守するための措置を講ずることができること。

(広告協定に係る廃止の認定の申請)

第28条 条例第35条第7項の規定により広告協定の廃止の認定を受けようとする者は、広告協定廃止認定申請書(第22号様式)に次に掲げる図書等を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 広告協定の廃止が当該広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の過半数の合意によることを証する書類(広告協定の有効期間の満了による廃止の場合を除く)
- (2) 申請者が当該協定の廃止に合意した者の代表者であることを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める図書等

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、認定するときはその旨を、認定しないときはその旨及び認定しない理由を示して、広告協定認定決定通知書により申請者に通知するものとする。

(広告協定の公告)

第29条 条例第35条第8項の規定により公告する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告協定の名称
- (2) 広告協定の対象となる区域又建築物の所在地

第6章 雑則

(手数料の免除)

第30条 条例第43条第3項に規定する特別な理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。この場合において、当該手数料の額の減額の割合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が、条例の規定により許可を受けようとするとき 全部
- (2) 条例第9条第3項及び第4項に規定する広告物等について、条例の規定により許可を受けようとするとき 全部
- (3) その他市長が公益上やむを得ない理由があると認めるとき 5分の4を超えない範囲内で市長が別に定める割合

2 条例第43条第3項の規定による手数料の免除の申請は、手数料免除申請書(第23

号様式)によらなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、手数料の全部又は一部を免除するときはその旨を、免除しないときはその旨及び免除しない理由を示して、手数料免除決定通知書（第24号様式）により申請者に通知するものとする。

（違反屋外広告物指導員）

第31条 違反屋外広告物の防止に係る啓発活動、条例第21条の規定による指導及び勧告又は条例第51条の規定による過料の処分及び徴収に係る事務を行わせるため違反屋外広告物指導員（以下「指導員」という。）を置く。

- 2 指導員は、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 指導員は、第1項に規定する事務を行う場合においては、第17号様式による証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（その他の事項）

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

第7章 罰則

（過料に処す場合の手続）

第33条 市長は、条例第51条の規定により過料の処分をしようとする場合においては、当該過料の処分を受ける者に対し、告知書兼弁明書（第25号様式）によりあらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 市長は、条例第51条の規定により過料の処分を行うときは、当該処分の名宛人に対し、過料処分決定通知書（第26号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は、過料処分について、過料処分整理簿（第27号様式）を備えなければならない。
- 4 納期限までに過料の納付がないときの督促は、次に掲げる事項を記載した督促状により行うものとする。
 - (1) 納付すべき者の住所及び氏名
 - (2) 納期限
 - (3) 督促状の発行日
 - (4) その他必要な事項

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第15条から第17条までの規定及び第33条の規定は、同年10月1日から施行する。

（財務規則の一部改正）

- 2 鎌倉市財務規則（平成7年3月規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第4都市景観課の項中「神奈川県屋外広告物条例(昭和24年条例第62号)」を「鎌倉市屋外広告物条例(令和3年12月条例第14号)」に改める。

(財務規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 条例付則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる条例付則第2項の規定により条例第4条第2項、第12条第3項又は第13条第1項の規定により行われた申請とみなされる申請に係る歳入歳出金等については、前項の規定による改正前の鎌倉市財務規則別表第4の規定は、この規則の施行後においても、なお効力を有する。

(都市景観条例施行規則の一部改正)

- 4 鎌倉市都市景観条例施行規則(平成18年12月条例規則第19号)の一部を次のように改正する。

第20条から第22条までを次のように改める。

第20条から第22条まで 削除

第9号様式及び第10号様式を次のように改める。

第9号様式及び第10号様式 削除

別表(第6条)

区分	許可期間
1 はり紙及びアドバルーン	1月以内
2 立看板及び広告幕(表示面が固定されていないもの)	3月以内
3 広告旗	3年以内
4 はり札、電車又は自動車等の外面を利用するもの及び建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	1年以内
5 前各項に掲げる広告物等以外の広告物等	3年以内

備考 許可期間が3月を超える場合の当該許可期間の終期は、月の末日とする。

屋外広告物表示等（新規・継続・変更）許可申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住 所.....

申請者 氏 名.....
電 話 ()

住 所.....

代理人 氏 名.....
電 話 ()

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。 〕

鎌倉市屋外広告物条例第4条第2項、第12条第3項又は第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 (前回許可： 年 月 日 鎌倉市指令 第 号)	
表示(設置)場所	鎌倉市	
地域等区分	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種 <input type="checkbox"/> 第4種 <input type="checkbox"/> 第5種 <input type="checkbox"/> 特定区域	
広告物等の概要	別紙のとおり	
広告物等管理者	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
特定屋外広告物安全管理者	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
	資 格	<input type="checkbox"/> 1 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者をいいます。） <input type="checkbox"/> 2 屋外広告物講習会終了者 <input type="checkbox"/> 3 屋外美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検討に合格した者又は職業訓練を終了した者 <input type="checkbox"/> 4 建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者 <input type="checkbox"/> 5 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者 <input type="checkbox"/> 6 上記1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認定した者
工事施工者	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
	登録番号	神奈川県屋外広告業登録第 号 (年 月 日)
工事完成予定日	年 月 日	
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(裏)

■ 手数料欄

円

収入証紙貼付欄

広告物等の概要	物件番号	広告物等の種類	寸法 (m)	片面・両面	数量	表示面積 (㎡)	照明	点滅	動光	自己用
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
			縦 × 横	片面・両面			有・無	有・無	有・無	内・外
その他	※行為変更の許可申請の場合は、変更の内容及び理由									
	確認申請	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 手続未了 <input type="checkbox"/> 手続済()								
	道路占用許可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 手続未了 <input type="checkbox"/> 手続済()								

備考 1 この申請書には、鎌倉市屋外広告物条例施行規則第3条第1項に規定する図書等を添付してください。

2 特定屋外広告物安全管理者の欄は、鎌倉市屋外広告物条例施行規則第10条第1項に規定する基準を超える広告物等を表示し、又は設置する場合に記入してください。

3 「広告物等の概要」の欄に表示し、又は設置する広告物等を全て記入できない場合は、本申請書の「別紙」のみ追加で作成してください。

4 自己用広告物以外の広告物等を表示又は設置する場合は、「その他」の欄に占有者（広告主）氏名を記入してください。

屋外広告物点検報告書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....

報告者 氏名.....
電話 ()

住所.....

代理人 氏名.....
電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。〕

鎌倉市屋外広告物条例第16条第2項の規定により、次のとおり報告します。

前回許可番号	年	月	日	鎌倉市指令	第	号
表示(設置)場所	鎌倉市					
当初設置年月日	年	月	日	(年経過)	
広告物等の数量						
点検実施者	住所					
	氏名					
	電話	()				
	資格	<input type="checkbox"/> 1 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者をいいます。） <input type="checkbox"/> 2 屋外広告物講習会終了者 <input type="checkbox"/> 3 屋外美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検討に合格した者又は職業訓練を終了した者 <input type="checkbox"/> 4 建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者 <input type="checkbox"/> 5 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者 <input type="checkbox"/> 6 上記1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認定した者				
点検時の補修	有 ・ 無					

- 備考
- 1 当該広告物等を表示し、又は設置している者が報告してください。
 - 2 点検状況を撮影したカラー写真及び点検後の広告物等のカラー写真を添付してください。
 - 3 当初の設置年月日が不明の場合は、当初の許可年月日を記入してください。
 - 4 点検実施者が鎌倉市屋外広告物条例施行規則第10条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類又はその写しを添付してください。
 - 5 当該点検の結果、補修を要する箇所があったときは、速やかに必要な補修を行い、広告物等ごとに、補修後の広告物等のカラー写真を添付した屋外広告物補修結果報告書を添付して提出してください。
 - 6 広告物等ごとに、別紙「点検内容」を提出してください。

点 検 内 容

別 紙

物件番号		写 真	点検状況	点検後
広告物等の種類				
表示内容				
点検日	年 月 日			
点検箇所	点検項目		点検結果	C・Dの内容
基礎部・上部構造	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき		
	2	基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき		
	3	鉄骨の発錆、塗装の剥離等		
支持部	4	鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間		
	5	鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落		
取付部	6	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形		
	7	溶接部の劣化、充填材の劣化等		
	8	取付対象部（柱・壁・スラブ）又は取付部周辺の異常		
広告板	9	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落		
	10	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損		
	11	広告版底部の腐食、水抜き孔の詰まり		
照明装置	12	照明装置の不点灯、不発光		
	13	照明装置の取付部の破損、変形、発錆、漏水		
	14	調光器の稼働、設定		
	15	周辺機器の劣化、破損		
その他	16	付属部材の腐食、破損		
	17	避雷針の腐食、損傷		
	18	その他点検した事項 ()		
点検結果凡例	次のとおり、「点検結果」欄にA～Dのいずれかを記入してください。 A 異常なし。 B 多少の劣化があり、経過観察を要する。 C 劣化が進行しているため、次回点検時までには補修を要する。 D 劣化が進行しているため、速やかな補修を要する。			

- 備考 1 物件番号は、屋外広告物表示等（新規・継続・変更）許可申請書の広告物等の概要の物件番号を記入してください。
- 2 広告物等の種類によって、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「異常の有無」の欄に斜線を引いてください。
- 3 「付属部材」とは、装飾、振れ止め棒、鳥よけ及びその他付属品をいいます。

屋外広告物補修結果報告書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
住所.....	
報告者	氏名.....
	電話 ()
	住所.....
代理人	氏名.....
	電話 ()
	〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。〕
次の広告物等について、補修を行ったので報告します。	
前回許可番号	年 月 日 鎌倉市指令 第 号
表示(設置)場所	鎌倉市
当初設置年月日	年 月 日 (年経過)
物件番号	
広告物等の種類	
補修実施者	住所
	氏名
	電話 ()
補修日	年 月 日
補修内容	

- 備考 1 当該広告物等を表示し、又は設置している者が報告してください。
- 2 物件番号は、屋外広告物表示等（新規・継続・変更）許可申請書の「広告物等の概要」の物件番号を記入してください。
- 3 補修後の広告物等のカラー写真を添付してください。
- 4 当該報告書は、広告物等ごとに提出してください。

屋外広告物表示等許可決定通知書

鎌倉市指令 第 号	
年 月 日	
様	
鎌倉市長	
鎌倉市屋外広告物条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり通知します。	
許可の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更
決定内容	<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可
表示(設置)場所	鎌倉市
表示(設置)許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件 (不許可の理由)	
広告物等の数量	
許可内容	
備考	

(教示文)

屋外広告物表示等特例許可申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住 所.....

申請者 氏 名.....
電 話 ()

住 所.....

代理人 氏 名.....
電 話 ()

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。 〕

鎌倉市屋外広告物条例第11条の規定により、次のとおり申請します。

表示(設置)場所	鎌倉市	
地 域 等 区 分	<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種 <input type="checkbox"/> 第4種 <input type="checkbox"/> 第5種 <input type="checkbox"/> 特定区域	
広告物等の概要		
広告物等管理者	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
特定屋外広告物 安 全 管 理 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
	資 格	<input type="checkbox"/> 1 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者をいいます。） <input type="checkbox"/> 2 屋外広告物講習会終了者 <input type="checkbox"/> 3 屋外美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検討に合格した者又は職業訓練を終了した者 <input type="checkbox"/> 4 建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者 <input type="checkbox"/> 5 広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者 <input type="checkbox"/> 6 上記1から5までに掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認定した者
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	()
	登録番号	神奈川県屋外広告業登録第 号 (年 月 日)
工事完成予定日	年 月 日	
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで	
申 請 理 由		

(裏)

■ 手数料欄

円

収入証紙貼付欄

広 告 物 等 の 概 要	物件 番号	広告物等の種類	寸法 (m)	片面 ・ 両面	数 量	表示面積 (㎡)	照 明	点 滅	動 光	自 己 用
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
			縦 × 横	片面 ・ 両面			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	内 ・ 外
そ の 他	※行為変更の許可申請の場合は、変更の内容及び理由									
	確 認 申 請	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 手続未了 <input type="checkbox"/> 手続済()								
	道 路 占 用 許 可	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 手続未了 <input type="checkbox"/> 手続済()								

- 備考 1 この申請書には、鎌倉市屋外広告物条例施行規則第5条第2項に規定する図書等を添付してください。
- 2 「特定屋外広告物安全管理者」の欄は、鎌倉市屋外広告物条例施行規則第10条第1項に規定する基準を超える広告物等を表示し、又は設置する場合に記入してください。
- 3 「広告物等の概要」の欄に表示し、又は設置する広告物等を全て記入できない場合は、本申請書の「別紙」のみ追加で作成してください。広告物等の種類により当該欄の各項目に当てはまらない場合は、別途、広告物等の内容を示す書類等を添付することができます。
- 4 自己用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置する場合は、「その他」の欄に占有者（広告主）氏名を記入してください。

第6号様式（第8条）



- 備考 1 直径は、3.7センチメートルとする。
2 地色は、灰色とする。
3 文字及び縁取り線は赤色とする。

第7号様式（第8条）



- 備考 1 直径は、3.7センチメートルとする。

特定屋外広告物安全管理者設置届

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....

届出者 氏名.....

電話 ()

住所.....

代理人 氏名.....

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。〕

鎌倉市屋外広告物条例第17条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	年 月 日 鎌倉市指令 第 号
表示(設置)場所	鎌倉市
広告物等の種類	
特定屋外広告物安全管理者	氏名
	住所
	電話 ()
	資格

- 備考 1 当該広告物等を表示し、又は設置している者が報告してください。
 2 資格を有することを証する書類を添付してください。

屋外広告物設置者等変更届

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住 所.....

届出者 氏 名.....

電 話 ()

住 所.....

代理人 氏 名.....

電 話 ()

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。 〕

鎌倉市屋外広告物条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	年 月 日 鎌倉市指令 第 号	
表示(設置)場所	鎌倉市	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	新	旧
表示者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	その他	
管理者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	その他	
特定屋外広告物安全管理者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	資 格	
	その他	

- 備考 1 当該広告物等を表示し、又は設置している者が報告してください。
 2 該当しない変更事項の欄には、斜線を引いてください。
 3 特定屋外広告物安全管理者を変更した場合は、資格を有することを証する書類を添付してください。

屋外広告物除却（滅失）届

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長	
住所.....	
届出者	氏名..... 電話 () 住所.....
代理人	氏名..... 電話 () <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。〕</div>
鎌倉市屋外広告物条例第 20 条の規定により、次のとおり届け出ます。	
許可番号	年 月 日 鎌倉市指令 第 号
表示(設置)場所	鎌倉市
除却(滅失)日	年 月 日 除却(滅失)の範囲 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
除却(滅失)した 広告物等の内容 ※物件番号を記入 してください。	
除却(滅失)理由	

- 備考 1 当該広告物等を表示し、又は設置している者が報告してください。
 2 物件番号は、屋外広告物表示等（新規・継続・変更）許可申請書の「広告物等の概要」の物件番号を記入してください。
 3 除却（滅失）後の広告物等のカラー写真を添付してください。

屋外広告物許可取消決定通知書

鎌倉市指令 第 号
年 月 日

様

鎌倉市長

年 月 日付け鎌倉市指令 第 号により許可した、次の広告物等については、鎌倉市屋外広告物条例第 条（第 項）の規定に違反しているため、鎌倉市屋外広告物条例第 22 条の規定に基づき許可を取り消しましたので通知します。

許可の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更
表示(設置)場所	鎌倉市
広告物等の概要	
決定の理由	

(教示文)

措置命令書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長	
次の広告物等は、鎌倉市屋外広告物条例第 条第 項の規定に違反しているため、同条例第 23 条の規定に基づき、次のとおり措置を命じます。	
措置内容	
広告物等の種類	
表示(設置)場所	鎌倉市
広告物等の概要	
命令の理由	
期限等	

(教示文)

意見等表明書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住 所.....

氏 名.....

電 話 ()

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。 〕

年 月 日付けの勧告又は措置命令に対する不履行に関し、次のとおり意見を表明
します。

勧告又は措置命令 の内容	
勧告又は措置命令 の原因となった 行 為	
意 見 等	
備 考	

(注) 1 意見等の欄には、証拠となる事実を記載することができます。
2 別途、証拠書類等を添付することができます。

<p style="text-align: center;">警 告</p> <p>この場所に本広告物を表示し、又は設置することは、鎌倉市屋外広告物条例に違反しますので、速やかに撤去してください。</p> <p>この札を取り付けた日以降も継続して放置されているときは、屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却する場合があります。</p> <p>また、この札を故意に、市長又はその命じた者若しくは委任した者の承諾を得ず剥がしたときは、過料に処します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鎌 倉 市</p> <p>連絡先：鎌倉市 課</p>
--

- 備考 1 当該表示の寸法は、縦15センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 地色は、白色とする。
- 3 警告の文字及び記号は赤色、他は黒色とする。

広告物等受領書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....

受領者 氏名.....印

電話 ()

住所.....

代理人 氏名.....印

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。〕

鎌倉市屋外広告物条例第31条の規定により、広告物等（屋外広告物法第8条第3項の規定により売却した代金（同条第5項の規定により当該代金を売却に要した費用に充てた場合にあつては、当該代金からその充てた額を控除するものとする。）を含む。）が返還されたため、提出します。

返 還 年 月 日		年 月 日
返還を受けた場所		
返還を受けた 広告物等	整理番号	
	数 量	
	種 類	
返 還 額		円

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

広告景観形成地区内屋外広告物表示等届

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....

届出者 氏名.....

電話 ()

住所.....

代理人 氏名.....

電話 ()

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。 〕

鎌倉市屋外広告物条例第34条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

広告景観形成地区の名称		
表示(設置)場所	鎌倉市	
広告物等の種類		
広告物等の概要		
表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで	
工事施工者	氏名	
	住所	
	電話	()
工事完成予定日	年 月 日	

- 備考 1 当該広告物等を表示し、又は設置しようとする者が届け出てください。
- 2 この届出書には、鎌倉市屋外広告物条例施行規則第3条第1項第1号から第4号まで及び第9号に規定する図書等を添付してください。

広告協定認定申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住 所.....

申請者 氏 名.....

電 話 ()

住 所.....

代理人 氏 名.....

電 話 ()

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。 〕

鎌倉市屋外広告物条例第 35 条に規定する広告協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

広告協定の名称			
広告協定の種類		<input type="checkbox"/> 広告協定地区 <input type="checkbox"/> 広告協定建築物	
広告協定の区域等	区域・場所	鎌倉市	
	面積	m ² ※広告協定建築物の場合は敷地面積を記入してください。	
広告協定の締結者数		人	
広告協定の概要	代 表 者	住 所	
		氏 名	
	有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	表示等の基準		
その他の事項			
締 結 し た 理 由			

備考 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。

- 1 広告協定書（協定の対象となる広告物等、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等の基準及び協定に違反した場合の措置を明らかにしてください。）
- 2 広告協定の対象となる区域又は建築物の案内図
- 3 広告協定の対象となる区域を表示する図面（条例第35条第1項の規定による広告協定に限る。）
- 4 広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の全員の住所及び氏名を記載した書類
- 5 申請者が当該協定を締結した者の代表者であることを証する書類
- 6 その他市長が必要と認める図書等

広告協定認定決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長	
年 月 日付けで申請があった広告協定の認定について、次のとおり決定したため 通知します。	
決定内容	<input type="checkbox"/> 認定（認定番号： ） <input type="checkbox"/> 不認定
広告 協定	名称
	種類
	区域・場所
	面積
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
認定（不認定） の理由	
備 考	

広告協定変更認定申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....

申請者 氏名.....
電話 ()

住所.....

代理人 氏名.....
電話 ()

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。 〕

鎌倉市屋外広告物条例第35条第4項に基づき、次のとおり申請します。

認定年月日及び認定番号	年 月 日 認定 (認定番号 第 号)	
広告協定の名称		
広告協定の種類	<input type="checkbox"/> 広告協定地区 <input type="checkbox"/> 広告協定建築物	
変更事項	新	旧

- 備考 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。
- 1 変更後の広告協定書（協定の対象となる広告物等、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等の基準及び協定に違反した場合の措置を明らかにしてください。）
 - 2 変更後の広告協定の対象となる区域又は建築物の案内図
 - 3 広告協定の対象となる区域を変更する場合にあつては、その区域を表示する図面（条例第35条第1項の規定にとる広告協定に限る。）
 - 4 広告協定の変更が当該建築協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の全員の合意によることを証する書類
 - 5 申請者が当該協定を締結した者の代表者であることを証する書類
 - 6 その他市長が必要と認める図書等

広告協定廃止認定申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住 所.....

申請者 氏 名.....

電 話 ()

住 所.....

代理人 氏 名.....

電 話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。〕

鎌倉市屋外広告物条例第35条第7項に基づき、次のとおり申請します。

認定番号及び 認定年月日	年 月 日 認定 (認定番号 第 号)
広告協定の名称	
広告協定の種類	<input type="checkbox"/> 広告協定地区 <input type="checkbox"/> 広告協定建築物
広告協定締結者数	人
代表者	住 所
	氏 名
廃止理由	
廃止に合意する者	合意する者の人数： 人 (住所・氏名は別紙のとおり)

備考 この申請書には、次に掲げる図書を添付してください。

- 1 広告協定の廃止が当該広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の過半数の合意によることを証する書類（広告協定の有効期間の満了による廃止の場合を除く。）
- 2 申請者が当該協定を締結した者の代表者であることを証する書類
- 3 その他市長が必要と認める図書等

手 数 料 免 除 申 請 書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住 所.....

申請者 氏 名.....

電 話 ()

住 所.....

代理人 氏 名.....

電 話 ()

〔 法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者職氏名を記入してください。 〕

鎌倉市屋外広告物条例第 43 条第 3 項の規定に基づき、手数料の免除を申請します。

免除申請 広告物等	表示(設置)場所	鎌倉市		
	表示(設置)期間	年 月 日から		年 月 日まで
	種 類			
	表示内容			
	数 量			
申請理由				

(注) 別途、申請の理由を示すための資料を添付することができます。

手 数 料 免 除 決 定 通 知 書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日		
様		
鎌 倉 市 長		
年 月 日付けで申請があった手数料免除について、次のとおり決定しましたので 通知します。		
免 除 申 請 広 告 物 等	表示(設置)場所	鎌倉市
	表示(設置)期間	年 月 日から 年 月 日まで
	種 類	
	表示内容	
	数 量	
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 全 額 免 除 <input type="checkbox"/> 一 部 免 除 (免除割合) <input type="checkbox"/> 免 除 し な い	
免 除 決 定 額		
決 定 理 由		
備 考		

(教示文)

告知書兼弁明書

告知書

年 月 日	
様	
鎌倉市長	
次の広告物等は、鎌倉市屋外広告物条例第 条（第 項）の規定に違反しています。 あなたの行為は、鎌倉市屋外広告物条例第 51 条の規定により、過料処分の対象となります。	
広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 立看板 <input type="checkbox"/> 広告旗 <input type="checkbox"/> その他（ ）
表示(設置)場所	鎌倉市
表示内容	
違反事実の内容	
行為の内容	鎌倉市屋外広告物条例第 25 条第 1 項の規定による表示を、市長又はその命じた者若しくは委任した者の承諾を得ず、故意に剥がした。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与しますので、弁明したいことがあれば述べてください。

「鎌倉市屋外広告物条例（抜粋）」

（違反の表示）

第 25 条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する広告物等に、その広告物等が違反である旨を自ら表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。

（過料）

第 51 条 設置者等が、故意に、第 25 条第 1 項の規定による表示を、市長又はその命じた者若しくは委任した者の承諾を得ず剥がしたときは、2,000 円以下の過料に処する。

弁明書

- 上記のとおり認めます。弁明することはありません。
- 次のとおり弁明します。
- 上記の内容には、 覚えがない。
 誤りがある。

以上、相違ありません。

住所.....

弁明者（署名） 氏名.....

電話.....

過料処分決定通知書

鎌倉市指令 第 号 年 月 日			
様			
鎌倉市長			
鎌倉市屋外広告物条例第 51 条の規定により、次のとおり過料に処します。			
過料処分を受ける者の住所及び氏名	氏名		
	住所		
違反に関する事実	広告物等	場所	鎌倉市
		内容	
	確認年月日	年 月 日	
決定理由			
過料処分の内容			

「鎌倉市屋外広告物条例（抜粋）」

（違反の表示）

第 25 条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する広告物等に、その広告物等が違反である旨を自ら表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。

（過料）

第 51 条 設置者等が、故意に、第 25 条第 1 項の規定による表示を、市長又はその命じた者若しくは委任した者の承諾を得ず剥がしたときは、2,000 円以下の過料に処する。

（教示文）

